不登校児童生徒の学習評価及び指導要録上の出欠の取扱いについて

◇不登校児童生徒の指導要領に記載する事項について

平成 15 年 5 月 16 日付け 15 文科初第 255 号「不登校への対応の在り方について」や平成 17 年 7 月 6 日付け 17 文科初第 437 号「不登校児童生徒が自宅において IT 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」に沿って,不登校の児童が適応指導教室等学校外の施設において相談・指導を受け、又は自宅において IT 等を活用した学習活動を行ったとき,そのことが当該児童の学校復帰のために適切であると校長が認める場合には,指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる。この場合には,出席日数の内数として出席扱いとした日数並びに児童が通所若しくは入所した学校外の施設名又は自宅において IT 等を活用した学習活動によることを記入する。

(平成22年5月11日 22文科初第1号 【別紙1】小学校及び特別支援学校小学部の指導要録に記載する事項等 より)

◇不登校児童生徒の学習状況の把握と学習の評価の工夫

不登校児童生徒が適応指導教室や民間施設等の学校外の施設において指導を受けている場合には、 当該児童生徒が在籍する学校がその学習の状況等について把握することは、学習支援や進路指導を行 う上で重要であること。学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と 判断される場合には、当該学習の評価を適切に行う指導要録に記入したり、また、評価の結果を通知 表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすることは、児童生徒の学 習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいこと。

なお、評価の指導要録への記載については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況 及び評定を記載することが求められるのではないが、児童生徒の学習状況を文章記述するなど、次年 度以降の児童生徒の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載に努めることが求められるも のであること。

(平成15年5月16日 15文科初第255号 不登校への対応の在り方について より)

◇不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の 出欠の取扱いについて

1 趣旨

不登校児童生徒の中には、学校外の施設において相談・指導を受け、学校復帰への懸命の努力を 続けている者もおり、このような児童生徒の努力を学校として評価し支援するため、我が国の義務 教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、これら施設において相談・指導を受けた日 数を指導要録上出席扱いとすることができることとする。

2 出席扱いの要件

不登校児童生徒が学校外の施設において相談・指導を受けるとき,下記の要件を満たすとともに, 当該施設への通所又は入所が学校への復帰を前提とし,かつ,不登校児童生徒の自立を助けるうえ で有効・適切であると判断される場合に、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

- (1) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (2) 当該施設は、教育委員会等が設置する適応指導教室等の公的機関とするが、公的機関での指導 の機会が得られないあるいは公的機関に通うことが困難な場合で本人や保護者の希望もあり適切 と判断される場合は、民間の相談・指導施設も考慮されてよいこと。

ただし、民間施設における相談・指導が個々の児童生徒にとって適切であるかどうかについては、校長が、設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断するものとすること。このため、学校及び教育委員会においては、「民間施設についてのガイドライン(試案)」(別添二)を参考として、上記判断を行う際の何らかの目安を設けておくことが望ましいこと。

(3) 当該施設に通所又は入所して相談・指導を受ける場合を前提とすること。

(平成15年5月16日 15文科初第255号 不登校への対応の在り方について より)

◇不登校児童生徒が自宅において IT 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い 等について

1 趣旨

不登校の児童生徒の中には、学校への復帰を望んでいるにもかかわらず、家庭にひきこもりがちであるため、十分な支援が行き届いているとは言えなかったり、不登校であることによる学習の遅れなどが、学校への復帰や中学校卒業後の進路選択の妨げになっている場合がある。このような児童生徒を支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たした上で、自宅において教育委員会、学校、学校外の公的機関又は民間事業者が提供するIT等を活用した学習活動を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができることとする。

2 出席扱い等の要件

不登校児童生徒が自宅において IT 等を活用した学習活動を行うとき、当該児童生徒が在籍する学校の長は、下記の要件を満たすとともに、その学習活動が学校への復帰に向けての取組であることを前提とし、かつ、不登校児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断する場合に、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができる。

- (1) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (2) IT 等を活用した学習活動とは、IT(インターネットや電子メール、テレビを使った通信システムなど)や郵送、ファクシミリなどを活用して提供される学習活動であること。
- (3) 訪問等による対面指導が適切に行われることを前提とすること。対面指導は、当該児童生徒に対する学習支援や将来の自立に向けた支援などが定期的かつ継続的に行われるものであること。
- (4) 学習活動は、当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること。なお、学習活動を提供するのが民間事業者である場合には、平成15年5月16日付け文科初第255号通知「不登校への対応の在り方について」における「民間施設についてのガイドライン(試案)」を参考として、当該児童生徒にとって適切であるかどうか判断すること。(「学習活動を提供する」とは、教材等の作成者ではなく、当該児童生徒に対し学習活動を行わせる主体者を指す。)
- (5)校長は、当該児童生徒に対する対面指導や学習活動の状況等について、例えば、対面指導に当

たっている者から定期的な報告を受けたり、学級担任等の教職員や保護者などを含めた連絡会を 実施するなどして、その状況を十分に把握すること。

- (6) IT 等を活用した学習活動を出席扱いとするのは、基本的に当該不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動であること。なお、上記(3) のとおり、対面指導が適切に行われていることを前提とすること。
- (7) 学習活動の成果を評価に反映する場合には、学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合であること。

(平成17年7月6日 17文科初第437号 不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取り扱い等について より)

◇小・中学校における不登校児童生徒の家庭での学習活動の出席扱いに関するガイドライン

1 趣旨

不登校児童生徒の中には、家庭に引きこもりがちであるため、十分な支援が行き届いているとは言えなかったり、進学や就職への不安を抱きながら、学校復帰のために懸命の努力をしている者もいる。このような児童生徒の努力を学校として評価・支援するため、義務教育制度を前提としつつ、家庭訪問等による対面指導や家庭での学習活動等において一定の要件を満たした場合、指導要録上出席扱いとすることができるガイドラインを設ける。

2 対象

家庭に引きこもりがちであり、30 日間連続で登校できない児童生徒で、教育支援センター等への 通所も困難な状況にある児童生徒

3 ガイドライン適用の開始日 平成17年9月1日

4 出席扱いの要件

当該児童生徒が、学校復帰を前提として、家庭での学習活動(IT等の活用を含む)を行う場合、校長は、下記の要件すべてを満たし、学校復帰及び社会的自立を助けるうえで、有効かつ適切であると判断する場合に、指導要録上出席扱いとすることができる。

(1)保護者と学校との間に十分な連携・協力関係があること

本措置が、当該児童生徒の学校復帰及び社会的自立を目指すためのものであることを相互に理解していること。また、当該児童生徒が学習活動を適切に進め、学校が家庭での学習活動の状況を十分に把握できる協力関係ができていること。

(2)訪問等による対面の指導が適切に行われること

対面指導は、当該児童生徒の学習の状況を適切に把握できるだけでなく、社会的自立を目指す 手立てとして有効である。学校あるいは教育支援センター等の担当者の家庭訪問による相談活動 や学習支援は、計画的かつ定期的に行い、校長はその内容を十分に把握していること。

- (3)学習活動は、当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること 当該児童生徒の実態に応じ、段階的に学習を進めるなど、学校復帰や進路選択に資するような 学習プログラムであること。なお、学習活動は、学習プリントや教材での学習のほか、IT(インタ ーネットや電子メール、テレビを使った通信システムなど)や郵送、ファクシミリなどを活用し た学習であること。
- (4)校長が対面指導や学習活動の状況を十分に把握していること

校長は、対面指導の内容や学習状況について、対面指導する者や保護者から適宜報告をうけること。その際、対面指導する者は、電子メールなどの交流のように記録の残る学習については、 内容や回数などを記録し、また、インターネットなどを活用した学習では、学習記録が残るように工夫し、校長に報告すること。

(5)学校外の公的機関や民間施設で相談・指導を受けられない場合に行う学習活動であること 本措置による指導要録上の出席扱いは、家庭に引きこもりがちで学校外の公的機関や民間施設 にも通所が困難な児童生徒を対象にしているが、本措置により一時的に通い始めるなど、社会的 自立への過渡期の状態には柔軟に取り扱うこと。

5 学習活動の取扱い

(1)出席扱いの日数の換算について

出席扱いとする日数については、概ね週2回、合計1時間以上の対面指導ができ、決定された 学習活動の内容及び時間を過ごすことができた日数とする。ただし、対面指導の回数及び学習活動の時間は、校種、欠席期間の長短、不登校の要因など、当該児童生徒の実態から対面指導する 者が校長の判断のもと決定すること。

(2)学習活動の評価について

学習活動の成果は、学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らして適切と判断される場合に、評価として反映すること。

(3)指導要録等への記載について

本措置により指導要録上出席扱いとした場合,出席日数の内数として日数及び学習活動の内容 を記入すること。

また、観点別学習状況及び評定は、すべての教科・観点に記載が求められるのではなく、児童 生徒の学習状況を文章記述するなど、次年度以降の指導の改善に生かすという視点で適切に記載 するとともに、通知票やその他の方法により、児童生徒や保護者に学習活動の成果を伝えること。

(平成17年8月22日 高知県教育長決定 より)